

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県富士見市上沢一丁目一八四番地、最後の住所静岡県富士宮市小泉七二番地の一

三 被相続人 亡 大橋 弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十一日

静岡県富士宮市東町六番一〇号弁護士法人はなぶさ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 早川 英寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県関市小瀬一九四番地一、最後の住所名古屋市中川区中郷三丁目二六二番地の一中郷東住宅二棟四〇三号

被相続人 亡 平田 恵介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十一日

愛知県名古屋市中区錦三丁目一五番一五号CTV錦ビル九階 丸の内総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤万里奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市宇野町二八九番地、最後の住所京都市西京区大原野上里鳥見町二二番地一

被相続人 亡 三浦 初子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十一日

京都市左京区高野西開町一五にしきマンシヨン三〇六 北川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 喜多 晃子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府藤井寺市藤井寺四丁目八番、最後の住所大阪府藤井寺市藤井寺四丁目八番一三

被相続人 亡 小谷 彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十一日

大阪府大阪市中央区北浜一丁目一番九号ハウザー北浜ビル七階

相続財産清算人 弁護士 井口喜久治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南郡熊取町大字大久保七九四番地、最後の住所大阪府岸和田市土生町八丁目一八番九号

被相続人 亡 下中 正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十一日

大阪府北区西天満二丁目二番三号ユニシオ西天満二丁目A〇五号

相続財産清算人 弁護士 竹藪 豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市北園町三七四番地、最後の住所大阪府高槻市芝生町二丁目三五番三〇一

被相続人 亡 若井 武志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十一日

大阪府中央区平野町三丁目一〇〇オーセシティック淀屋橋一〇二

相続財産清算人 弁護士 川合 秋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市東灘区御影石町二丁目三三番地、最後の住所神戸市東灘区御影本町八

丁目一三番二二一三〇七号

被相続人 亡 長谷 圭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十一日 神戸市中央区海岸通三 シップ神戸海岸ビル三階 弁護士法人森田総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長岡 徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市春日町五丁目七番、最後の住所広島県福山市春日町五丁目七番四六号

被相続人 亡 平田 義幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月十三日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十一日

広島市中区鉄砲町七番三三〇四号でんだ司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 天田 晴美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県観音寺市豊浜町和田浜一五八二番地、最後の住所香川県坂出市府中町三二五番地赤沢病院

被相続人 亡 矢野 孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十一日

香川県綾歌郡宇多津町浜六番丁八五番地一二フアミュー中山七〇三

相続財産清算人 司法書士 永谷 啓一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市河内町乙六二九番地三、最後の住所愛媛県新居浜市郷五丁目八番三四号

被相続人 亡 渡部 和久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十一日

愛媛県新居浜市八雲町三番二七号 相続財産清算人 大久保 彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍福岡県福岡市東区若宮二丁目二番、最後の住所福岡県太宰府市朱雀一丁目三番二一四〇二号

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十一日

事務所福岡県福岡市東区箱崎三丁目五番三八二〇一

相続財産清算人 司法書士 國府寺恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市南区八幡五丁目二九四番地二、最後の住所熊本県熊本市南区八幡五丁目一七番一

被相続人 亡 木村 悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十一日

熊本県合志市幾久富一九〇九一三五九一〇二 イワサキ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岩崎秀一朗

第54期決算公告

令和8年6月11日 北海道帯広市西19条北1丁目7番6号

東北道日野自動車株式会社

代表取締役 佐藤 重夫

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,943,854	流動負債	3,912,415
固定資産	3,215,844	(賞与引当金)	(195,332)
		(役員賞与引当金)	(23,876)
		固定負債	411,656
		役員退職慰労引当金	59,655
		退職給付引当金	352,001
		株主資本	2,832,975
		資本剰余金	230,000
		利益剰余金	2,602,975
		利益準備金	102,856
		その他利益剰余金	2,500,119
		(うち当期純利益)	(351,555)
		評価・換算差額等	2,652
資産合計	7,159,698	負債・純資産合計	7,159,698